

[事案 2020-8] 更新時保険料割引請求

・令和2年11月17日 和解成立

<事案の概要>

契約時に募集人から、特約の保険料について誤説明を受けたことを理由に、契約時の特約保険料を80歳まで維持することを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成4年12月に契約した終身保険に付加した特約について、以下の理由により、契約時の特約保険料を80歳まで維持してほしい。

- (1) 契約時、募集人から、本特約の保険料は80歳まで変わらないと説明を受けたが、実際は更新日の年齢および保険料率で保険料を再計算する必要があった。
- (2) 特約の保険料が変動する商品であると説明を受けていれば、保険料が安い他社への変更を行っていた。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人から本特約の保険料についての照会を受けた際に、募集人が誤った説明を行った事実はなく、本特約は、保険期間満了後その時点の申立人の年齢および保険料率で保険料を再計算して更新するという契約内容で有効に成立している。
- (2) 仮に募集人による誤説明があった場合にも、本契約は附合契約である以上、申立人の主張には応じられない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約時の特約保険料を80歳まで維持することは認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 申立人と募集人とのメールのやりとりが残っており、当該メールにおける募集人の説明では、特約保険料は次回更新後も上がらないと読める説明をしている。